

壱岐市農業委員会定例会（令和6年10月）

議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日（金）午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 17番松尾委員 18番長岡委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・
6. 議事日程

- 第1. 議事録署名委員の指名 ・・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
第2. 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第47号 令和6年度農用地利用集積計画の承認について（第4回）
議案第48号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(出し手から農地中間管理機構) (案)の要請について
議案第49号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(農地中間管理機構から受け手) (案)の要請について

7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前であります。只今より令和6年10月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、17番松尾委員さん、18番長岡委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

また、令和6年度農用地利用集積計画について追加がありますので差し替えをお願いします。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を谷島会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第45号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、3件あがっております。受け手は、全て個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

49番 土地の所在

郷ノ浦町片原触	字神崎	・	・	・	・	番	・	地目	畠	面積	460m ²
譲渡人	・	・	・	・	・	・	・				
譲受人	・	・	・	・	・	・	・				

経営地面積は、0です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により、譲受人に売却する。

譲受人 買い受けて新たに農業を始める、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は野菜の作付けです。

農機具は、耕運機、軽トラック、刈払機を所有しております。

農作業歴は本人0年であります。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、じゃが芋、茄子、きゅうり、大根などの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月21日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。・・・地区担当の・・です。

事務局の説明の通り、10月21日に・・・氏本人と現地確認を致しました。

譲受人の・・さんは、新たに農地を取得しまして、主に野菜からいろいろ作付け

て始めていきたしということあります。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第45号49番は決定します。

続きまして、50番の説明をお願いします。

事務局　　はい、1頁をお願いします。

50番　土地の所在

芦辺町箱崎大左右触	字名切	・・・番	地目	田	面積	497m ²
-----------	-----	------	----	---	----	-------------------

同じく	字津持	つもち	・・・番・	地目	田	面積	853m ²
-----	-----	-----	-------	----	---	----	-------------------

同じく	字蟹田	がんだ	・・・番・	地目	田	面積	2122m ²
-----	-----	-----	-------	----	---	----	--------------------

譲渡人　　・・・・・・・・

譲受人　　・・・・・・・・

経営地面積は田が26103m²、畑が24906m²、計51009m²です。

申請理由

譲渡人　島外在住で管理できないため、譲受人へ売却する。

譲受人　買い受け、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は水稻、麦、飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人40年で、妻が40年です。通作距離については、2km程度です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、WCS、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　担当の・・です。

事務局の説明の通り、10月21日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、宮城県にお住まいでありまして、申請農地を相続しましたが、手放したいということで、浦川さんに売却するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声

あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第45号50番は決定します。
続きまして、51番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

51番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字 笹尾 ・・・・番 地目 田 面積 1725m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が18266m²、畑が5514m²、計23780m²です。

申請理由

譲渡人 体調不良により管理ができないため、譲受人へ売却する。

譲受人 買い受け、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、軽トラック、田植機を所有しております。

農作業歴は本人45年で、長男が10年です。通作距離については、100m程度です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、10月21日に現地確認を致しました。

譲受人の・・さんは、申請農地の近くに住んでおり、また申請農地の付近にも田を所有しているため、買い受けることになったそうです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第45号51番は決定します。

続きまして、議案第46号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁お願ひします。

議案第46号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

15番 土地の所在

郷ノ浦町本村触 字小森 ・・・番 地目 畑 面積 363m²

転用目的 駐車場用地
譲渡人 ・・・・・・・・
譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 勤務先である義姉の経営するクリーニング店工場が専用駐車場を持っておらず、隣接する自己所有の宅地内に駐車している状況の為、申請地を買い受けて駐車場とし、クリーニング店工場へ貸与するため、申請します、というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、4頁から6頁です。10月21日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 続きまして、・・が説明します。

事務局の説明の通りに10月21日に現地確認をいたしました。現在、クリーニング店の工場の駐車場は、申請地の北側に隣接する譲受人の・・さんが所有する住宅内敷地を利用していますが、狭いので、申請地を買い上げて駐車場として整備することです。4頁以降の写真・地図を見ればわかるとは思いますが、周りは住宅地に囲まれた道路脇にある申請地でありまして、周辺農地に何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第46号15番は、意見を付して進達します。続きまして、16番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁お願ひします。

16番 土地の所在

石田町石田西触 しゃくしまつ 字杓子松 ・・・・番 地目 田 面積 994 m²

転用目的 貸別荘用地
譲渡人 ・・・・・・・・
譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 新規事業を開始するため、代表所有の申請地を買い受け、貸別荘を建築したいので申請します、というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、7頁から9頁です。10月21日に・・委員さんと

譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　　皆さんおはようございます。・・です。

本来なら、・・委員の担当区域ですが、都合により本日欠席するということで、代わりに私が現地立会いしましたので補足説明させていただきます。

事務局の説明の通りに10月21日に現地確認を行いました。

新規事業としてペット可の貸別荘を建設する計画です。

許可後、周辺住民にも説明を行うとのことです。

何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第46号16番は、意見をして進達します。続きまして、議案第47号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について（第4回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局　　はい、本日配付しました議案修正分10頁から12頁をお願いします。修正箇所は、12頁の123番の分です。これに伴いまして、利用権設定件数が19件、借手が14人、貸手が19人、田の面積が54, 303m²、合計が66, 589m²となります。

議案第47号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について」今年度4回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は19件、借り手が15人、貸し手が19人です。田が35筆、54, 303m²、畠が9筆で12, 286m²、合計51筆で66, 589m²となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、11頁から12頁に掲載を致しておりますので、よろしくお願ひします。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第47号は、決定します。

続きまして、議案第48号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」と議案第49号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局　　はい、議案第48号と議案第49号は一括して説明させて頂きます。13頁をお願い致します。

議案第48号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり市から提出された農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

14から17頁をご覧ください。令和6年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、13頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年の田の更新が75筆で193,161m²であります。

続きまして、18頁をお願い致します。議案第49号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、市から提出された農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。19から22頁の令和6年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります、再度18頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第48号で説明致しました通りであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第48号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第49号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることになります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第47号と議案第48号は原案のとおり決定しその旨回答します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 11月の定例会の日程 → 令和6年11月22日(金)午前9時～
12月は20日金曜日午後16時からを予定している。
- ② クールビスが10月末に終了する。
- ③ 地域計画協議の場への協力に対しての御礼。

- ④ 全国農業新聞が、目標 118 部に対して 120 部となっている。徐々に購読をやめられる人が出てきているので、新聞の購読推進をお願いする。
- ⑤ 11/9 土曜日から 11/10 日曜日にかけて JA フェスタが行われる。その中で就農相談ブースが設置されるので農業委員さんご都合がつく方は参加をお願いする。
- ⑥ 農業者年金の購読加入の可能性ある人 2 ~ 3 名リストアップ。今後、加入推進していく。この方々が必ずしも加入してくれるかわからないので、さらなる加入推進をお願いする。

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。